

# 授業料について

## ■ 授業料の金額

| 対 象            | 年 額       | 内 訳   |
|----------------|-----------|---|
| 学部生（3年次編入生を含む） | 535,800 円 | 前期（4月～9月分） … 267,900 円<br>後期（10月～3月分） … 267,900 円 |
| 経済学部夜間主コース生    | 267,900 円 | 前期（4月～9月分） … 133,950 円<br>後期（10月～3月分） … 133,950 円 |
| 大学院生（修士・博士共通）  | 535,800 円 | 前期（4月～9月分） … 267,900 円<br>後期（10月～3月分） … 267,900 円 |

長期履修学生（経済学部夜間主コースおよび各大学院）については、金額が異なります。不明の方は、**経理課出納担当**にお尋ねください。

授業料の改定が行われた場合は、原則として改定時から新授業料が適用されます。なお、授業料が改定される場合は、はがき等でお知らせします。

## ■ 授業料の納入期限

前期および後期の、半期ごとに授業料を徴収します。前期分授業料が4月末日、後期分授業料は10月末日となっています。遅れることがないように注意してください。

※授業料の納入期限（授業料徴収月の末日）が土曜日および日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その前日が納入期限となります。

## ■ 授業料の納入方法

本学では、学生の授業料納入にかかる利便性の確保および現金保管に伴う事故防止等の観点から、授業料の納入については「預金口座振替依頼書」に基づいた**預金口座からの自動引落しの方法によることとしております。**

**引落日は、前期分については、4月28日、後期分については10月28日となりますので、引落日前日までに入金しておいてください。**当該日が土日・祝祭日の場合は、翌銀行営業日となります。残高不足等により引落しができなかった場合には、翌月以降の毎月28日に再度引落しを行います。（ただし、9月および3月については、引き落としは行われません。）なお、引落手数料については大学が負担します。

## ■ 納入についての通知

「授業料納入のお知らせ」は、毎年、前期（4月～9月分）授業料については4月上旬、後期（10月～3月分）授業料については10月上旬に学生センター内掲示板に掲示してお知らせするとともに、**引落日等を明記した「お知らせ」を保証人住所へ郵送します。**

## ■ 口座振替の未申請者について

入学手続き時に口座振替の申請をしていない方は、早急に「預金口座振替依頼書」により口座引落しの手続きを行ってください。授業料免除申請をしている方についても、不許可または半額免除の場合には引落し・銀行振込等による納入となりますので、手続きが必要です。

手続きをとった後に預金口座の変更をする場合においても、再度「預金口座振替依頼書」の提出が必要となります。申請手続きの方法等については、**経理課出納担当**にお尋ねください。

なお、銀行振込による納入を希望する方は、出納担当にて専用の振込用紙を受け取り、最寄りの金融機関から本学指定の口座に振り込んでください。その際の振込手数料は、本人の負担となります。

## ■ 領収書について

引き落とされた授業料の領収書が必要な方には、**引落日から2週間以降**（土日・祝祭日を除く）に、**経理課出納担当**でお渡ししますので、申し出てください。預金通帳には、「R K S（ジュギョウリョウ）」と記帳

されます。

### ■ 授業料を納めない場合について

授業料を納入していない学生に対して、5月上旬および11月上旬に学生センター内掲示板に再引落しの案内を掲示するとともに、未納のお知らせを保証人宛に送付いたします。その後も納入がない場合には、督促状を保証人宛に送付いたします。

督促を受けても納入されない場合には、学生の身分を失うこととなりますので、十分注意してください。

### ■ 授業料免除の申請をした場合について

授業料免除申請をした方は、決定が出るまで徴収が猶予されます。学生支援課奨学支援担当係より半額免除または不許可の決定があった場合には、学生支援課奨学支援担当の指示により納入してください。

### ■ 休学等を願い出たい場合について

休学または退学を願い出る場合は、願い出の時期によっては授業料の納入が必要になることがあります。詳細は、『学生生活の手引』を参照してください。

### ■ 長期履修学生（経済学部夜間主コース生および各大学院）について

長期履修学生（経済学部夜間主コース生および各大学院）の授業料年額は、本来の授業料年額に、本学において定めた修業年限または標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を、許可された長期在学期間の年数で除した額となります。ただし、在学中の学生が途中から長期履修を許可された場合はこの限りでなく、許可を受けた期間および在学年次により授業料額が異なります。入学時に長期履修を許可された学生についても長期在学期間によって授業料額が異なりますので必ず事前に確認してください。

休学した場合、休学中は授業料を徴収しません。ただし、休学以前に支払った授業料の総額によっては、卒業・修了までに支払うべき授業料額との差額を、復学時に支払わなければならない場合があります。また、退学する時や、長期在学期間を短縮して卒業・修了する時も、休学と同様に差額の支払いが必要となる場合があります。休学・退学や期間短縮を願い出る際は、所属の学部係等からきちんと説明を受けてください。

#### ● 問い合わせ先

埼玉大学 財務部経理課 出納担当

〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

◆ TEL：048-858-3942

◆ 受付時間：月～金 9:00～12:15 13:15～17:00  
(土日祝祭日、大学一斉休業期間を除く)